

令和3年12月24日

指定障がい児通所支援事業者
代表者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
運 営 指 導 課 長
障 がい 支 援 課 長

令和3年度児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業における
自己評価結果等の公表及び大阪市への届出について（通知）

平素は、本市障がい児福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の改正により、放課後等デイサービスにおいては平成29年4月から、児童発達支援においては平成30年4月から、自己評価及び保護者評価を行い、その結果と改善内容を公表することが義務付けられています。

また、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を含む）に届出がされない場合は、自己評価結果等未公表減算が適用されることとなります。

つきましては、自己評価等の実施方法及びその結果等の公表の届出についてお知らせいたしますので、次により届出をお願いします。

記

1 対象事業所

令和3年12月1日時点において指定を受けている

- ・児童発達支援事業所（医療型児童発達支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業除く）
- ・放課後等デイサービス事業所（共生型、基準該当を含む）

2 自己評価等の実施時期

令和3年度中に実施した自己評価等の結果等を公表してください。

3 自己評価等の実施方法及びその結果等の公表方法について

- ・自己評価等の流れについては「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を参照してください。
- ・保護者及び従事者から評価表を回収する際は、個人を特定できるような回収方法は避ける工夫を行っていただきますようお願いいたします。

（例えば、回収用のポストに直接に入れてもらい、締切日までポストを開封しない、等）

- ・各ガイドライン「別添」の事業者向け自己評価表及び保護者向け評価表を基本としてくださ

い。（事業所で加除修正を行っても構いません。）

- ・公表方法はインターネットの利用（自社ホームページへの掲載等）による公表のほか、会報に掲載し保護者に配付、事業所の見やすい場所に掲示等の方法も可とします。

4 届出期限

令和4年3月4日（金）【当日消印有効】

※公表済の事業所はできるだけ早めにご提出ください。

※届出がない場合、また、届出後においても、届出内容について不備、算定要件を満たしていない等が判明した場合は、過誤調整の対象となることを、念のため申し添えます。

※平成30年4月施行の「障害福祉サービス等情報公表制度」とは別のものです。

5 届出書類

- ①自己評価結果等の公表にかかる届出書（添付資料1）

※事業所ごとに提出ください。

- ②公表している「自己評価表」及び「保護者評価表」

※児童発達支援：添付資料5・6

※放課後等デイサービス：添付資料10・11

※実施しているサービスごとの評価結果を添付してください。

※各種様式については、本市ホームページからダウンロードできます。

くらし⇒健康・医療・福祉⇒障がいのある方へ⇒障害者総合支援法とは⇒障害者総合支援法⇒障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について⇒事業者の皆様へのお知らせ

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000157158.html>

6 届出方法

送付による届出

※他の届出等と同封しないでください。

7 送付先

〒541-0055

大阪市中央区船場中央三丁目1番7-331号船場センタービル7号館3階

大阪府福祉局障がい者施策部運営指導課（指定担当）

8 自己評価結果等未実施減算について

期限までに届出がない場合、令和4年4月から当該状態が解消されるに至った月まで、障がい児全員について減算を適用します。算定される単位数は所定単位数の100分の85です。なお、当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の100分の85ではありません。

※令和3年5月1日以降に指定を受けた事業所については、指定日から1年間は減算を適用しません。ただし、指定日から1年以内に自己評価等の実施及びその結果等の公表を行い、大阪市に届出を行ってください。

【自己評価結果等未公表減算について】

◎「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」より抜粋
第26条第5項「指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。」
第71条「第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。」

◎「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」より抜粋

別表

第1 児童発達支援

- 1 注3「児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

～（中略）～

(3)指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合100分の85」

第2 放課後等デイサービス

- 1 注5 略（児童発達支援と同様）

◎「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」より抜粋

第二 1 (8)質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

「① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

② 算定される単位数

所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の100分の85ではないことに留意すること。

- ③ 質の評価及び改善の内容（以下、「自己評価結果等」という。）未公表減算については、

指定通所基準の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。

- ④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。
- ⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。
- ⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。」

8 添付資料

資料1 自己評価結果等の公表にかかる届出書

資料2 児童発達支援ガイドライン別添

「児童発達支援センター等における事業所全体の自己評価の流れ」

資料3 事業所職員向け児童発達支援自己評価表 (Excelシート)

資料4 保護者等向け児童発達支援評価表 (Excelシート)

資料5 事業所における自己評価結果 (公表) (Excelシート)

資料6 保護者等からの事業所評価の集計結果 (公表) (Excelシート)

資料7 放課後等デイサービスガイドライン別添

「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」及び「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」について

資料8 事業者向け放課後等デイサービス自己評価表 (Excelシート)

資料9 保護者等向け放課後等デイサービス評価表 (Excelシート)

資料10 放課後等デイサービス事業所における自己評価結果 (公表) (Excelシート)

資料11 保護者等からの放課後等デイサービス事業所評価の集計結果 (公表) (Excelシート)

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

○事業所の指定・体制の届出に関すること

運営指導課 (指定) 担当：芝田・松本

電話：06-6241-6520 FAX：06-6241-6608

○サービス内容等に関すること

障がい支援課担当：片岡・山之内

電話：06-6208-8076 FAX：06-6202-6962